

第3節 自然と人間を共に大切にするまち

1 自然を大切にするまち

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	市街地を取り囲む既存緑地をこれ以上壊さず、連なった緑として連続的、体系的に保全する必要がある。	・市民ニーズ、法令改正等を踏まえた条例規定・運用等の見直しを図る。【まちづくり景観課】 ○環境影響評価*を適切に維持し活用する。 ・神奈川県の実施する線引き*見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域*緑辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域*への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。（県の都市計画決定）【環境都市課】	特筆不要 特筆不要（都市マスへ）
2	山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながつないだ自然の回廊*として保全整備を図る必要がある。	○★「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図る。 ○★緑の美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキングコースや案内板の保全整備により魅力の増大を図るほか、子どもたちを遊ばせるための山の活用などに取り組む。 ○★「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の活動設立を支援し、その会員の増加のためのPR、シンポジウム等を行う。 ○★各ゾーンの主要部に付随するコースを決定する。	
3	良好な自然環境を有する樹林地を今後とも保全するために、地域制緑地*を活用し、制度的に保全を図る必要がある。	○★特別緑地保全地区*の指定を進める。また、そのために、土地所有者への啓発を行う。 ・緑の保全のための財源確保等の検討を行う。【緑政課】	特筆不要

No.	現況・課題	取り組み
4	市域周辺のみどりを形成する神武寺・鷹取山、二子山を大楠山地域と併せ、三浦半島全域を視野に入れた国営公園として整備するため、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を組織し誘致活動を続けている。 「池子住宅地区及び海軍補助施設」*地区の池子住宅地区を除いた後背地については、将来位置付けを協議する地区として位置付けられている。今後も関係自治体と連携を取りながら国営公園の候補地拡大及び早期実現の推進が求められている。	○三浦半島国営公園設置に向けて「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」として、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていく。 ○★池子住宅地区の一部約40haの共同使用を受けて、(仮称)池子の森自然公園の整備を図る。
5	地球温暖化対策や災害時に近隣住民等の命を守る事にもつながる、市街地における緑地の回復が求められている。 多様な命の源となる緑の山は、杉や檜林と里山(雑木林)、土地本来の潜在自然植生の常緑広葉樹の森(いのちの森*)が混在した健全な状態への再生が求められている。	○市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進める。 ・市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、災害避難場所への、常緑広葉樹の植樹(いのちの森)について検討し、実施する。【緑政課】 ・市民の森を一般公開するにあたり、市民の協力を得てその維持管理を行っていく。また、そのための簡易な整備をする。【緑政課】 ○市民の参加などにより里山の再生と活用を図る。
6	名越切通周辺の歴史的風土保存区域*内の枢要な部分は、特別保存地区として保全する必要がある。	○歴史的風土特別保存地区*の指定区域は鎌倉市にまたがるため、神奈川県及び鎌倉市と指定に向けた調整を進める。
7	旧市街地圏内において街区公園*が不足している状況にある。	○誰もが安全で快適に利用できるように都市公園*の整備を図る。 ○公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。また、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。

包含

完了

No.	現況・課題	取り組み
8	市内の中心部を流れる田越川は、豊かな山の命を海まで運ぶ逗子の象徴的な川であり、川の機能を再評価して本来の機能を回復させる必要がある。 周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進することで水生生物の再生を促し、多様な命を育む川とするとともに、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩いの場とすることが求められている。	・人と自然が融合する都市型河川として、市民の関心と愛護の心を育む施策の推進と水質浄化等への意識高揚に努める。【都市整備課】 ○河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。 ○河川改修にあたっては、親水施設の設置など快適性(アメニティ*)と調和に配慮する。 ○「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生(河川管理通路のプロムナード*化や親水公園の整備等)を図る。 ・親水施設の設置については、田越川の市管理区間については新たな設置が困難であるため、神奈川県管理の二級河川部分への設置を要望する。【都市整備課】
9	逗子海岸は、海浜部の狭あい化、砂質の悪化、漂着海草の処理、置き去られるごみなど、多くの問題を抱えており、砂浜は関係機関による養浜*対策にも関わらず改善には至っていない。 豊かな生態系を回復したきれいな海と海岸を取り戻し、市民の憩いの場、子どもが遊べる場として整備することが求められている。	○海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。 ○海岸への排水・廃棄の禁止、海の家への排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。 ○養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。
10	小・中学生等に対し、市民団体による自然体験学習を支援しているが、今後も次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める必要がある。	○市民団体との協働や市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する。 ○環境教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。

包含

包含

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	総量としてのごみの発生量・排出量を減らし、最終処分量の減量と環境負荷の低減を図るため、適正なごみ処理手数料の受益者負担によるごみの発生・排出抑制と資源物の分別徹底の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識啓発を進める必要がある。	○家庭ごみ処理の有料化を導入する。また、有料化による減量効果を最大化するため、有料化の意義と趣旨目的の十分な周知啓発を行う。 ○ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。 ○不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。
2	燃やすごみの約40パーセントを占める生ごみは、家庭用生ごみ処理容器などで比較的容易に自家処理することが可能である。その排出抑制を促進することは、最終処分量の減量と環境負荷の低減に大きく寄与するため、家庭での自家処理による排出抑制を最大限促進する取り組みを進める必要がある。また、並行して、生ごみを燃やさずに処理するシステムの構築を検討していく必要がある。	○★市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。 ○★家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めた上で、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備する。
3	将来に向けて安心・安全で持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、直営、委託、共同処理のあり方を含めごみ処理関連施設全体の運営、維持管理及び更新の計画的な推進を図る必要がある。	○★環境クリーンセンターについて、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な整備計画を策定する。 ○収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。 ・ごみ収集方法について検討し、改善を図る。【資源循環課】
4	燃やすごみの約30パーセントを占める紙ごみについて、排出段階から徹底した減量化・資源化を図る必要がある。	○紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めるとともに、資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。

特筆不要

No.	現況・課題	取り組み
5	最終処分場への埋立量を最大限減少させ、廃棄物を貴重な資源として有効活用するため、資源化品目の拡大を図るとともに、資源化処理の過程におけるロス(廃棄物の発生)を減らし、資源化効率の向上を図る必要がある。	○焼却灰の安定的な資源化処理の確立を図る。 ○最終処分する不燃残さを最少化するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。 ・小型家電リサイクル法*の施行に伴い、拠点回収、粗大ごみ等からのピックアップ回収及びステーション回収の導入を進める。【資源循環課】 ○燃やすごみの約15パーセントを占める植木剪定枝について、環境クリーンセンターでの処理、粉碎車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。 ○市民、事業者との協働により、正しい分別の仕方、資源物の出し方の啓発を図る。また、地域の拠点での資源物の回収の促進を図っていく。
6	ごみの減量化・資源化を環境面、財政面でより効率的に推進し、持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、従来の枠組みにとらわれない廃棄物処理の新たな広域連携の検討を進める必要がある。	○平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。
7	ごみの収集作業・処理作業のため保有する車両の更新については、購入に係る財政負担や今後の収集体制の見直しを踏まえ、更新台数の平準化を図るなど計画的に進める必要がある。 し尿収集作業のための車両についても、大規模な災害・騒乱などの緊急事態の際に、衛生的な住環境を確保する上で重要となることから、計画的に更新を行う必要がある。	・購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。【環境クリーンセンター】

完了

特筆不要

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	地球規模での環境保全が注目される中、 限りある資源を有効に活用するため、環境 に負荷をかけず、次の世代に良好な環境 を残すことが重要な使命になっている。	○「第二次逗子市地球温暖化対策実行計 画」の目標達成に向けて、逗子市環境マ ネジメントシステム*等を活用し、温室効果 ガス排出量の削減に取り組む。 ○「第二次逗子市環境基本計画」の進捗を 適切に管理し、各種施策を推進する。
2	温室効果ガスの削減を達成するためには、 市民一人ひとりが、環境に配慮したライフス タイルへの移行や、温室効果ガス排出量が より少ない設備の導入等を促していくことが 必要である。	○★市民、事業者による省エネルギー型 設備、再生可能エネルギー設備等の導入 に向けた意識啓発や支援に取り組む。 ○市民、事業者との協働により、環境に配 慮したライフスタイルに移行するきっかけ となる施策を展開し、温室効果ガス排出 量削減に向けた取り組みを促進するため の意識啓発を実施する。 ○公共施設への新エネルギー設備の設置 を検討する。 ○低公害車への乗り換えの啓発・推進な ど、自動車による環境負荷を少なくするた めの取り組みを行う。
3	過度な自動車依存から脱却し、より温室効 果ガス排出量の少ない交通手段である公 共交通の利用、自転車、徒歩への転換を 進める必要がある。	○公共交通の利用を促進する。 ・「歩行者と自転車を優先するまち」フォー ム等、市民との協働による意識啓発 に取り組む。【環境都市課】

包含

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	昭和40年代からの都市化の波によって、市街地周辺の緑地の喪失や中高層建物等の建築が進む中で、逗子らしい良質な景観の保持が期待されており、市街地周辺の緑地*や海岸、河川などの自然景観と調和した景観形成が求められている。	★逗子らしい景観づくりのため、景観計画に基づき、(仮称)景観計画推進プランを策定する。【まちづくり景観課】 ・沿岸市街地を海岸の自然景観と建築物等が相互に融合したまちなみとなるように推進する。【まちづくり景観課】 ・逗子の潜在的価値を生かし、海辺、山、商業地、住宅地などを一体的につなげ、回遊性をもたせるとともに、景観を向上させる。【まちづくり景観課】 ・特定財源の確保に努め、市道の無電柱化計画を推進する。【都市整備課】 ・国道134号線の地下化について、実現の可能性の検討を国や県に要請する。【都市整備課】	完了 特筆不要 特筆不要 包含 中止
2	景観形成重点地区*を3地区指定し、そのガイドラインを整備するとともに条例改正、計画改定を行うなど景観条例、景観計画の本格的運用を開始しているが、さらに地域の特性を加味したガイドライン及び景観条例の運用による景観形成が求められている。	○★景観形成重点地区の指定について市民参加*で検討等を行う。 ・逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。【まちづくり景観課】 ・条例改正時から「特定小規模景観形成行為」*として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的にやっていく。【まちづくり景観課】	特筆不要 特筆不要
3	風致*に適合したデザインによる景観の向上を図るため、2013(平成25)年度に制作した景観デザインコード*を今後、景観誘導のツールとして活用していく必要がある。	○★景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に生かしてもらおう誘導する。 ○★地域ごとに景観を考える機会をつくり、景観デザインコードを使って自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。 ○景観に配慮した緑化の取り組みを推進する。 ○市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。 ○関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。	